

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市（以下「市」という。）が発注する建設工事を直接請け負う者（以下「請負人」という。）が、工事請負代金債権を担保として、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を活用する場合の旭川市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等の取扱に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 旭川市建設工事執行規則（昭和39年10月1日規則第25号。以下「執行規則」という。）第2条第1項に定める工事（執行規則第17条に該当するものを除く。）を対象とする。ただし、次に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、工期の最終年度に到達していない工事
- (2) 履行保証を付した工事で、役務的保証を必要とする工事
- (3) 旭川市建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領に基づく調査基準価格を下回って落札し契約した工事
- (4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(対象となる債権等)

第3条 対象となる債権は、請負人が市に対して有する工事請負契約の支払請求権とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 債権譲渡の金額は、請負工事が完成した場合は、請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合には、出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金の支払額及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、設計変更等により請負代金額に増減が生じた場合の譲渡債権の金額は、変更後の請負代金額に基づき算定するものとする。この場合、請負人はこの要領で定める債権譲渡先に対して、変更契約書の写しを提出し通知しなければならない。

(債権譲渡を承諾する時点等)

第5条 市長は、次に掲げる時点でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。

なお、承諾に当たっての出来高（債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事については、最終年度の出来高予定額に対する出来高）は、工事旬報等により確認するものとする。

- (1) 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合は、当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。
- (2) 下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合は、当該工事の出来高が、前払いがなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡先)

第6条 請負人が、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者に対して債権譲渡を行う場合に、当該債権譲渡を承諾することができるものとする。

（事前周知）

第7条 市長は、第2条に基づく対象工事の入札等にあたって、請負人が地域建設業経営強化融資制度又は下請セーフティネット債務保証事業を利用しようとする場合の債権譲渡については、この要領に基づき承諾する旨を当該工事の入札公告、指名通知等に記載するものとする。

（出来高確認）

第8条 融資時に譲渡債権の担保価値を査定するために行う出来高確認については、債権譲渡先が行うこととし、事前に市長に対し工事出来高査定協力依頼書（様式4）を提出させることとし、工程に支障のない範囲で現場内への立入りを承認するものとする。

（債権譲渡の承諾の申請）

第9条 債権譲渡の承諾を受けようとする請負人は、債権譲渡先と共同して次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を作成し、市長に申請をしなければならない。

- (1) 譲渡債権の金額が工事請負契約に基づき請負人が請求できる債権金額と一致している債権譲渡承諾依頼書（様式1又は様式2） 3通
- (2) 請負人と債権譲渡先の調印済みの債権譲渡契約証書の写し1通
債権譲渡契約については、市長の承諾を得ることを停止条件とした停止条件付債権譲渡契約であること。
- (3) 仕様書等で定める工事旬報等、第5条に定める出来高の確認できる書類1通
- (4) 保証契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合は、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- (5) 契約の相手方が代理人（受任者）である場合（契約書に支店長印等を押印している場合）で、当該代理人が申請書類を提出するときは、当該代理人が債権譲渡の権限を有していることが確認できる委任状 1通

（債権譲渡の承諾基準）

第10条 市長は、次に掲げる要件のすべてが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書について
ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、様式1を、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、様式2を使用し、必要事項のすべてが記載されていること。
イ 請負人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。
ウ 債権譲渡先が第6条に定める者であること。
エ 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める対象工事であること。
オ 工事請負代金債権額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき請負人が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。
- (2) 調印済みの債権譲渡契約証書の写しについて
ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成14年12月18日付け国官会第1812号）に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものを使用し、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号）に定める様

式3に準じたものを使用していること。

イ 請負人及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名等が選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書と整合性が認められること。

(3) 工事旬報等について

ア 当該工事の出来高が、2分の1以上であること又は前払いがなされた金額以上に到達したことを確認できること。

イ 記載事項が、工事請負契約書及び債権譲渡承諾依頼書の内容と相違がないこと。

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と承諾書の記載内容が一致していること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は契約約款第44条第1項各号に該当する恐れがないこと。

(6) 請負人が当該工事請負代金債権の債権者であること。

(債権譲渡の承諾手続)

第11条 市長は、請負人から申請書類を受領した日から7日以内（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に債権譲渡承諾書（様式1又は様式2）により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を請負人に交付するものとする。

2 市長は、やむを得ない事由により交付期限までに請負人に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに請負人に連絡することとする。

(債権譲渡の不承諾)

第12条 第9条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第10条の基準が満たされていることの確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式3）2通を請負人に交付する。

(融資実行の報告書等の要求)

第13条 債権譲渡の承諾後、請負人及び債権譲渡先は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式5）を市長に提出するものとする。

2 請負人は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市長に提出するものとする。

(請負代金の請求等)

第14条 第10条の規定により承諾を受け、工事請負契約に係る債権を譲り受けた債権譲渡先が、当該債権の支払を請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

なお、債権金額の請求及び支払は、契約の履行確認後でなければ行うことができないものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式6）1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(様式類の整備)

第15条 保証事業を実施するに当たって必要な債権譲渡先における取扱いや契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下

請負人の受益の意思表示書，受益の意思表示書，債務保証委託書，債務保証協議書，債務保証承諾書，公共工事金融保証証書等）は，保証事業の監督官庁や振興基金が定めたもの，又は当該債権譲渡先が，当該債権譲渡先の監督官庁，保証事業の監督官庁あるいは，振興基金と協議のうえ，必要な手続を経て定めるものを使用するものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱）

第16条 債権譲渡を承諾した後は，当該承諾に係る工事については，中間前金払及び部分払の請求はできないものとする。

（その他事項）

第17条 下請セーフティネット債務保証事業または地域建設業経営強化融資制度は，健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるため，債権譲渡の承諾を申請したことをもって，請負人の経営状況が不安定であるとみなし，又は指名競争入札の指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 下請セーフティネット債務保証事業または地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡によって，請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

- 1 この要領は，平成20年12月26日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領は，施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において未請求の請負代金債権について適用する。
- 3 この要領のうち，地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は平成33年3月31日までの間に限り行うものとする。

附 則

この要領は，平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成28年4月1日から施行する。